

平成29年12月19日

第84回 神戸市個人情報保護審議会

防犯カメラの設置について

(中央区)

神中保保 第65号
平成29年9月29日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）第7条第2項第5号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

神戸市中央区保健福祉部保護課における防犯カメラの設置について
（条例第7条「収集の制限」に関して）

担当：神戸市中央区保健福祉部保護課

神戸市中央区保健福祉部保護課における防犯カメラの設置について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

【収集する情報】(第7条関係)

主として、次の情報の収集を行う。

- 1 撮影日時
- 2 不当要求行為者の画像等

上記情報の収集を行う中で、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

- 3 撮影対象地点を通過する人物の画像等

中央区保健福祉部保護課に防犯カメラ装置を設置する件について

1 趣旨・目的

- (1) 当課においては、国の法定受託事務に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)等の法令、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)等の通知等に基づき、被生活保護者に対して適正に生活保護業務を実施している。
- (2) 中央区では、中央区保健福祉部職員に対する暴力行為等対策要綱を定めており、当課においても、これまで兵庫県警察本部による暴力対応研修(護身術)の実施、訪問時における同行訪問の励行、携帯電話、ICレコーダーの携帯など、安全対策を講じてきた。また、当課に生活相談員として兵庫県警のOB職員を配置し、粗暴な言動等が生じた場合、課長級、係長級を中心に複数の職員で対応している。
- (3) しかしながら、平成23年度には傷害事件が発生するなど、被保護者による粗暴な言動、威嚇行為に至るケースが多く発生しており、平成26年度4件、平成27年度2件、平成28年度2件警察通報を行っており、今年度も既に3件通報を行っている。
- (4) そこで、中央区保健福祉部保護課に防犯カメラを設置し、動画や音声(以下「動画等」という。)の記録を行うことにより、不当要求行為の抑制など、更なる防犯及び安全確認の強化を行う。

2 カメラ装置 設置の概要

撮影範囲は、受付業務スペース付近とする。原則常時撮影する。
「防犯カメラ作動中」の告知表示を実施する。

3 カメラ設置の効果

- (1) 防犯カメラ装置の設置及びその旨を掲示することにより、不当要求行為に対する抑止効果が期待される。
- (2) 不当要求行為発生時に告訴又は告発する場合の証拠資料とすることができる。
- (3) 職員が不当要求行為に対して毅然とした対応が可能となり、公正で公平な職務の執行と職員等の安全確保が図れる。

4 個人情報の保護

撮影した動画等の個人情報の保護については、「神戸市個人情報保護条例」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、「神戸市中央区役所庁舎における防犯カメラ装置取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に従いこれを遵守する。

(1) 管理責任者等の責務

- ア 防犯カメラ装置を適正に管理するため、管理責任者を置き、保護課長をもって充てる。
- イ 防犯カメラ装置の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者(以下「取扱職員」

という。)が行うものとし、管理責任者は、取扱職員以外の者に、防犯カメラ装置を操作させてはならない。

ウ 管理責任者及び管理責任者であった者は、防犯カメラ装置の画像・音声及び記録データから知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(2) データ保管及び廃棄

ア 記録データの保存期間は14日を限度とする。ただし、管理責任者が必要であると認めた場合は、14日を超えて保存することができる。

イ 記録データを複製した磁気媒体等は、管理責任者が施錠可能なロッカー等で厳重に管理するものとする。また、管理責任者の許可を得ずに、記録データの閲覧、複製及び持ち出しは行えないものとする。

ウ 保存期間が終了した磁気媒体等の画像・音声は、直ちに消去するものとする。また、廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、磁気媒体等を破砕、裁断等の処理を行うものとする。

(3) データの利用及び提供の制限

記録データは、目的の範囲を超えて、利用及び外部への提供をしてはならない。ただし、下記に該当する場合は、この限りではない。

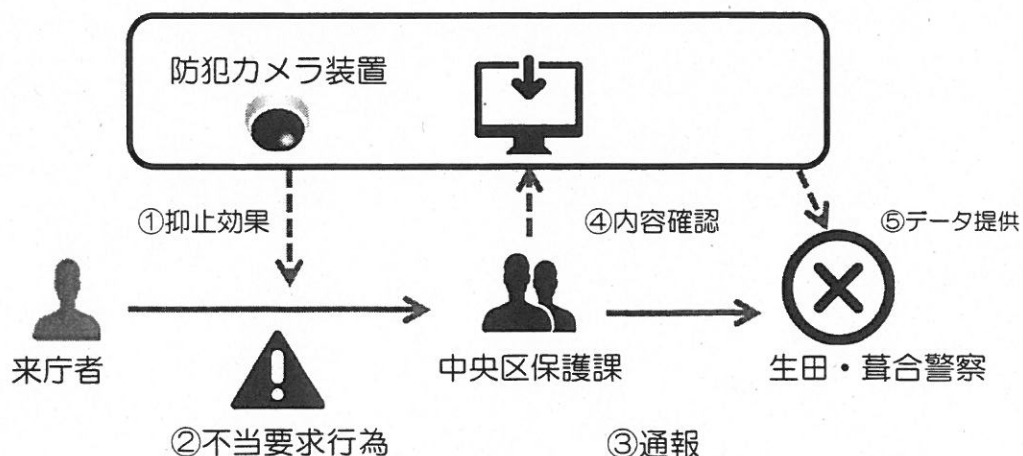
ア 庁舎内で発生した犯罪の捜査又は事故の原因究明のため、警察等の捜査機関に協力する場合

イ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項その他法令に基づく照会があり、管理責任者が適切であると認めた場合

ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと管理者が認めた場合

エ 上記に定める場合のほか、神戸市個人情報保護条例第9条に該当する場合

(4) 防犯カメラ装置設置後の対応フロー



【参考】神戸市中央区役所庁舎における防犯カメラ装置取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市中央区役所庁舎における業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の予防、犯罪発生時の検証を目的として設置する防犯カメラ装置及びこれにより記録された記録データの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ装置 防犯カメラ及び画像表示装置並びに記録装置をいい、画像及び音声を撮影し、表示及び記録する装置をいう。
- (2) 記録データ 防犯カメラ装置により録画・録音し、記録媒体に記録した画像・音声データをいう。
- (3) 管理責任者 防犯カメラ装置の取扱い及び記録データを管理する者をいう。

(設置場所及び撮影範囲等)

第3条 防犯カメラの設置場所は、別表に示すとおりとする。

- 2 防犯カメラは、常時作動させることができることとする。
- 3 防犯カメラの撮影範囲は、第1条に定める防犯カメラ装置の設置目的を達成するために必要最小限の範囲とする。
- 4 防犯カメラ装置の画像表示装置及び記録装置は、1階宿直員室に設置する。
- 5 記録装置の記録可能範囲は別表のとおりとする。

(管理及び管理責任者等)

第4条 防犯カメラ装置及び記録データの管理にあたっては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の趣旨に則り適正な管理を行う。

- 2 防犯カメラ装置を適正に管理するため、管理責任者をおき、庁舎管理事務を所掌する所属の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ装置及び記録データの漏えい、滅失及び改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 防犯カメラ装置の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者（以下「取扱職員」という。）が行うものとし、管理責任者は、取扱職員以外の者に、防犯カメラ装置を操作させてはならない。
- 5 管理責任者は、取扱職員に対して、この要綱を遵守させなければならない。
- 6 管理責任者及び管理責任者であった者は、防犯カメラ装置の画像・音声及び記録データから知り得た内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(取扱職員の責務)

第5条 取扱職員は管理責任者の指示に従い、防犯カメラ装置を操作しなければならない。

- 2 取扱職員は、管理責任者の指示なく記録データを見てはならない。
- 3 前条第6項の規定は、取扱職員について準用する。

(保守に従事する者の責務)

第6条 前条の規定は、防犯カメラ装置の点検及び故障時に対応する保守従事者について準用する。

(記録データの取扱い)

第7条 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工してはならない。

- 2 記録データの保存期間は、14日間を限度とする。ただし、管理責任者が必要であると認めた場合は、14日間を超えて保存することができる。
- 3 保存期間を経過したデータは、速やかに消去するものとし、当該記録装置に上書きする方法によりこれを行うものとする。
- 4 第2項ただし書の規定により、14日間を超えて保存する場合は、磁気媒体等に複写してこれを保存するものとし、その理由、年月日、記録データの内容を記録するものとする。
- 5 記録データを複写した磁気媒体等は、管理責任者が施錠可能なロッカー等で厳重に管理するものとする。また、管理責任者の許可を得ずに、記録データの閲覧、複写及び持ち出しは行なえないものとする。
- 6 保存期間が終了した磁気媒体等の画像・音声は、直ちに消去するものとする。また、廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、磁気媒体等を破碎、裁断等の処理を行うものとする。
- 7 記録装置を交換及び処分する場合は、保存されている画像・音声を完全に消去した後、行うものとする。

(記録データの利用及び提供の制限)

第8条 記録データは、第1条に定める目的の範囲を超えて、利用及び外部への提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 庁舎内外で発生した犯罪の捜査又は事故の原因究明のため、警察等の捜査機関に協力する場合
- (2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項その他法令に基づく照会があり、管理責任者が適切であると認めた場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと管理責任者が認めた場合
- (4) その他、神戸市個人情報保護条例第9条に該当する場合

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により記録データ(複写データを含む。以下同じ。)を利用し、又は提供した場合は、その理由、期日、提供した相手方の名称、記録データの内容等を記録するものとする。

3 記録データは、防犯カメラ装置の記録装置から出力し、他の記録媒体に複写してはならない。ただし、第7条第4項の規定により複写する場合及び本条第1項ただし書の規定により、利用及び外部へ提供する場合は、この限りではない。

(条例との適用関係)

第9条 記録データに関してこの要綱に定めがないものについては、神戸市個人情報保護条例の定めに従うものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 月 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

フロア	設置場所	台数	記録可能範囲	備考
1 階	庁舎出入り口	2 台	録画	1 階東・西側玄関
<u>1 階</u>	<u>執務室内</u>	<u>2 台</u>	<u>録画</u>	<u>別紙参照</u>
2 階	庁舎出入り口	1 台	録画	2 階西出入り口